(議提議案第1号)

平成 2 5 年 9 月 2 4 日

議長 松 浦 紀 一 様

提出者	議員	栗原	健曻	提出者	議員	松本貢	<b>貞市郎</b>
IJ	<i>II</i>	大久仍	<b></b> 照夫	IJ	<i>II</i>	桜井く	(るみ
IJ	IJ	新井	清次	"	IJ	小林	一貫
IJ	IJ	小林	甚一	"	IJ	須永	宣延
IJ	IJ	新井	昭安	"	IJ	杉田	茂実
"	"	加賀崎	寄千秋	"	"	黒澤三	三千夫
11	"	新井	正夫	"	11	山田	忠之
IJ	IJ	松本	富男	"	IJ	大嶋	和浩
11	"	松岡	兵衛	"	11	原口	健二
11	"	礒﨑	修	"	11	野澤	久夫
IJ	IJ	福田	勝美	"	IJ	関口	弥生
11	"	富岡	信吾	"	11	林	幸子
IJ	IJ	森	新一	"	IJ	守屋	淳
IJ	IJ	大山美	<b></b>	11	IJ	閑野	高広
IJ	IJ	三浦	和一	IJ	IJ	小池	厚

## 議案提出について

平成25年第3回市議会定例会(9月24日の会議)に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

[議提議案第1号] 熊谷市市民の歯と口の健康づくりを推進する条 例

[理 由] 歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ 計画的に推進することにより、市民の生涯にわ たる健康で質の高い生活の確保に寄与するため 熊谷市市民の歯と口の健康づくりを推進する条例 (目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年 法律第95号)に基づき、市が行う市民の歯と口の健康づくりに関 する施策の基本理念を定め、市、歯科医療等業務従事者(歯科医師、 歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る 業務に従事する者をいう。以下同じ。)、事業者及び市民の責務を明 らかにするとともに、歯と口の健康づくりに関する施策の基本とな る事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、 市民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目 的とする。

(基本理念)

- 第2条 歯と口の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本 として行うものとする。
  - (1) 市民が生涯にわたり歯と口の健康づくりに取り組み、歯と口の疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
  - (2) 周産期も含め、乳幼児期から高齢期までの生涯にわたり疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口の健康づくりを推進すること。
  - (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯と口の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、国及び埼玉県との連携を 図りつつ、歯と口の健康づくりに関する総合的かつ計画的な施策を 策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、歯と口の健康づくりの施策を推進するに当たっては、歯科 医療等業務従事者又は保健指導に係る業務に従事する者及びこれら の業務を行う機関との連携及び協力に努めるものとする。
- 3 市は、事業者、医療保険者その他の者が行う歯と口の健康づくり に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供等必要な支援 を行うものとする。

(歯科医療等業務従事者の責務)

第4条 歯科医療等業務従事者は、市民に対し良質な歯科医療を提供 するとともに、市が行う歯と口の健康づくりに関する施策に協力し、 他職種との連携に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、雇用する従業員の就業環境を良好に維持するため、 従業員に対する歯科に係る検診の機会を設けるとともに、適宜歯科 保健指導を行うよう努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、歯と口の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯と口の疾患予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯と口の健康づくりに努めるものとする。

(基本的施策)

- 第7条 市は、市民の歯と口の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的な施策を総合的かつ計画的に行うものとする。
  - (1) 妊娠期から子育て期における母子の歯と口の健康づくりの推進に必要な施策
  - (2) 乳幼児期及び学齢期(高等学校等を含む。)における歯と口の健康づくりの推進に必要な施策

- (3) 青年期及び成人期における歯と口の健康づくりの推進に必要な施策
- (4) 歯と口の健康づくりの観点からの食育の推進並びに糖尿病、脳 卒中、がんその他の生活習慣病対策及び喫煙による影響対策の推 進に必要な施策
- (5) 高齢者の歯と口の健康づくりに取り組むとともに、歯と口の機能の維持及び向上に必要な施策
- (6) 障害者、介護を必要とする高齢者等に対する適切な歯と口の健 康づくりの推進に必要な施策
- (7) かかりつけの歯科医師等の機能を活用することにより、う 触、 、歯周病その他の事由による歯の喪失を防止し、生涯にわたり口 た。機能を保持するために必要な施策
- (8) 歯と口の健康づくりを通して、地域住民のスポーツによる健康 づくりを支援し、健康寿命の延伸、健康で質の高い生活の維持向 上等に寄与するために必要な施策
- (9) 歯と口の健康づくりに関する情報の収集及び普及啓発の推進に必要な施策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市民の歯と口の健康づくりの推進に必要な施策

(計画の策定)

- 第8条 市長は、市民の生涯にわたる歯と口の健康づくりの推進に関する施策につき、それらの総合的かつ計画的な実施のための計画を 策定するものとする。
- 2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 歯と口の健康づくりに関する基本的な方針
  - (2) 歯と口の健康づくりに関する目標
  - (3) 歯と口の健康づくりに関し、市が講ずべき施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりに関する施策 を推進するために必要な事項

(財政上の措置)

第9条 市は、市民の歯と口の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。